

八戸市男女共同参画基本計画2012版 1次案の概要

1 策定の趣旨

性別にかかわらず個性と能力を發揮することができ、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現に向け、実効性のある各種施策を実施し、「市民一人ひとりが生き生きと暮らせる八戸市をともに築く」ことを目指す。

2 計画の位置づけ

- ①「八戸市男女共同参画基本条例」第7条に規定される、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定。
- ②「男女共同参画基本法」や国の「第3次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、県の「第3次あおもりプラン21」並びに「第5次八戸市総合計画」と整合性を図る。

※八戸市男女共同参画条例抜粋

(基本計画)

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、八戸市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

3 計画の期間

計画の期間は、5年（平成24年度から平成28年度まで）とする。

ただし、社会情勢等の変化や市の計画等に大きな変更があった場合は、状況に応じて見直しを実施する。

4 計画の特徴

- ①国の「第3次男女共同参画基本計画」の趣旨やこれまでの男女共同参画の推進状況を踏まえ、「基本的視点」を導入。

基本的視点

- (1) 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進
- (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- (3) 積極的格差改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- (4) 地域経済活性化への貢献

- ②男女共同参画社会の実現に向けた「人づくり」「仕組みづくり」「基盤となる社会づくり」の3つを軸に基本目標を設定し、各分野にわたる男女共同参画推進施策について主要施策ごとに具体的な事業を登載する。

基本目標

- | | | |
|---------------------|---|-----------------|
| I 男女共同参画に向けた意識づくり | → | 〈人づくり〉の施策 |
| II 男女がともに活躍できる環境づくり | → | 〈仕組みづくり〉の施策 |
| III 安全・安心な社会づくり | → | 〈基盤となる社会づくり〉の施策 |